

国民年金のお知らせ

20歳になったら国民年金！

国民年金は、年をとった時やいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若い時に公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとった時や、病気やケガで障害が残った時、家族の働き手が亡くなった時に、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年を取ったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取ることができます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取ることができます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

次回の年金相談日のお知らせ

場所 福島町役場 **2月10日(水)**
時間 午前10時～12時・午後1時～3時

※函館年金事務所による年金相談は『予約制』のため、相談日の3日前までに相談したい内容を役場住民生活課戸籍年金係（☎47-4681）へ電話でお申し込み下さい。



お問い合わせ先

住民生活課戸籍年金係

☎47-4681